

町田市子ども発達支援計画行動計画 2027～2029（第四期障害児福祉計画） 策定等支援業務委託仕様書

1 業務名

町田市子ども発達支援計画行動計画 2027～2029（以下「計画」という。）策定等支援業務委託

2 業務目的

計画の策定にあたり、アンケート調査の実施や各種会議の運営、計画素案、計画書の作成を支援することを目的とする。

3 業務の期間

業務委託契約締結の日から 2027 年 3 月 31 日まで

4 履行場所

町田市中町 2-1 3-14 町田市子ども発達センター

町田市森野 2-2-22 町田市役所

その他町田市が指定する場所

5 業務の内容

業務の内容は、以下のとおりとする。ただし、当該内容は、現時点のものであり、今後、国又は東京都の通知等によっては、変更が生じることがある。

なお、詳細については契約後、町田市と受託者において協議を行うものとする。

（1）現況調査

厚生労働大臣が定める基本指針やその背景等の計画策定に係る情報を収集し、統計データ等により町田市の現状把握を行い、他区市との比較や国や東京都の方針と併せて系統的にまとめる。

（2）ニーズ調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、ニーズ調査、調査結果の集計及び分析を実施する。

【対象】3,000人程度

【実施時期】2026年7月（予定）

【支援内容】

① 調査項目の作成

調査項目は、子ども発達支援計画行動計画 2024～2026 を策定する際に実施した調査（以下「前回調査」という。）の調査項目（別紙1及び2を参照）を基本とし、国の指針や施策の動向及び「町田市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）」の意見等を踏まえ、必要に応じて項目を追加または削除したものとする。

② 調査方法

別紙3のとおりとする。

③ 調査結果

調査結果については、集計及び分析（前回調査結果との比較分析を含む）を行い、全地域並びに地域別に利用実態や意向、課題等を抽出し、報告書にまとめる。

④ その他

調査依頼文、発信用封筒を作成し、町田市が確認して、確定するものとする。

調査対象者は町田市が抽出の上、宛名ラベルを作成し、受託者へ提供する。

調査依頼文の発送は、受託者の負担により受託者が行う。

（3）会議の運営支援

会議において本計画の策定に向けた検討を行う際の支援を行う。

ア 会議提出資料の作成及び支援（必要となる裏付けデータや他市の情報等の収集・町田市への提供、町田市の作成する資料への提案）

イ 会議での意見を踏まえた資料の修正

ウ 必要な事項に係る町田市への助言

（4）計画素案の提案

（1）の現況調査、（2）のニーズ調査の結果から抽出した課題を踏まえ、児童福祉法第33条の19第1項により国において示される基本指針に基づき、会議や庁内検討会での検討結果を踏まえ、計画の素案を提案する。

なお、打ち合わせは、Web会議または電子メールにより隨時行うとともに、必要に応じて町田市役所及び町田市子ども発達センターでの打合せに応じるものとする。

6 業務の成果物

業務に係る成果物は次のとおりとする。ただし、町田市と受託者の打ち合わせの概要等については、その都度電子メールで提出し、町田市の確認を受けること。

（1）業務に当たり実施した町田市と受託者の打ち合わせの概要並びに町田市の指示事項及び当該指示に対する受託者の対応をまとめたもの

（2）ニーズ調査等結果報告書（データのみ）

　完成データ（Microsoft Word または Microsoft Excel 形式）

（3）計画書（データのみ）

　【概要版】16項目程度（表紙：フルカラー　本文：フルカラー）

　【全体版】80項目程度（表紙：フルカラー　本文：2色刷り）

　完成データ（Microsoft Word または Microsoft Excel 形式）

（4）（2）、（3）に掲載した図表のデータ（Microsoft Excel 形式）及び保護者の回答を入力したロウデータ（Microsoft Excel 形式）

（5）（1）から（4）の電子ファイル（Microsoft Word または Microsoft Excel 形式）を収録したCD-ROM（1部）

（6）その他、町田市と受託者の協議により必要と認めるもの

7 成果品の検査

- (1) 受託者は、本仕様書で成果物として指定された提出図書等一式を納品し、町田市の成果品検査を受けること。
- (2) 成果品の検査において修正された箇所は、直ちに訂正すること。
- (3) 業務完了後において、明らかに受託者の責に伴う瑕疵が発見された場合、受託者は直ちに成果品の訂正を行わなければならない。
- (4) 町田市の検査員の成果品検査合格をもって業務の完了とし、本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果品の全ては、町田市に帰属するものとする。

8 支払い条件

業務の完了後、請求を受けた日から 30 日以内に一括払いにより、委託料の全額を支払うこととする。

9 その他

- (1) 個人情報の保護に関する法律、町田市情報セキュリティポリシーを遵守して、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。
また、貸与された文献、資料も含め、業務上知り得た秘密を第三者に漏らさないこ
と。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事
項については、町田市と協議すること。